

2022

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

8月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
就職氷河期世代向け「野々村友紀子氏」による講演会を開催します！	2
就職氷河期世代向け「職業訓練校体験ツアー」を開催します！	3
第20回えひめアビリンピックの開催結果について	5
労働委員会の窓（7月分）	6

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	8
女性活躍に関する「情報公表」が変わります	10
令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況について	12
公正な採用選考についてのお願い	13

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
 - 原則として、20歳以上65歳以下であること。
- (離職者の方)**
- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
 - ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
 - ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。
- (休業者の方)**
- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
 - ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

就職氷河期世代向け講演会を開催します！

《概要》

芸人として活動後、放送作家へ転身し、現在、多方面で活躍中の野々村友紀子氏に、就職氷河期世代の方々に向けて、講演いただきます。

愛媛県 就職氷河期世代能力開発支援事業

就職氷河期世代の方へ

野々村友紀子氏による講演会

踏み出そう 一歩！

～強く生きていくために
あなたに伝えたい事～



《プロフィール》野々村友紀子(ののむら ゆきこ)。大阪府出身。芸人として活動後、放送作家へ転身。実は芸人・20年間の修業。2児の母。現在はバラエティ番組の企画構成に加え、日本総合芸能学院(NSC)東京校の講師・演出執導、アニメやゲームのシナリオ制作もする等多方面で活躍中。常に衣服せめコメントでメディア出演多数。妻・母、放送作家として強く生きる姿は多くの女性から共感を得る。

《講演内容》

1. 日 時 令和4年10月18日(火) 14:00~16:00 (受付 13:30~)
2. 場 所 松山市総合コミュニティーセンター 企画展示ホール1階
3. 参加定員 100名 (要申込)
4. 参加対象 就職氷河期世代の方及びそのご家族の方
5. プログラム

- (1) 14:00~15:00 野々村友紀子氏による講演
- (2) 15:15~15:30 職業訓練生による専門校の説明
- (3) 15:30~16:00 適性・適職診断

そのほか、

○各職業訓練校(県立産業技術専門校)の訓練作品展示

○各種相談機関によるブースでの就労相談

(ハローワーク松山、ジョブカフェ愛 work、えひめ若者サポートステーション等による)

6. 申込期限 令和4年9月30日(金)

7. 申込方法 特設サイト (<https://www.hyogaki-shien.jp>) でのフォーム入力
もしくはFAX(089-913-7001)または電話(089-913-7000)でも受け付けています。



※実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催しますが、参加者の方については、当日のマスク着用もお願いいたします。

就職氷河期世代向け 「職業訓練校体験ツアー」を開催します！



《概要》

県では、県立産業技術専門校の各校及び修了生が活躍する企業を回り、施設見学・技能体験ができる日帰りバスツアーを開催します（参加無料・昼食付）。

愛媛県 就職氷河期世代能力開発支援事業

まず1歩!がジシンになる

職業訓練校 体験ツアー

昼食付き
参加費
無料

体験ツアーのポイント

- ① どんなとこで学ぶの? 専門校見学
- ② やってみよう! 技能体験
- ③ 修了生が活躍する職場へ 企業訪問

《ツアーの内容》

- 訓練カリキュラムなどについてのガイダンス
- 施設見学及び技能体験
- 職業訓練生との座談会
- 修了生が活躍する職場への訪問（施設見学や修了生へのインタビュー）



※詳しいタイムスケジュールは、特設サイト
(<https://www.hyogaki-shien.jp>) にてご確認ください。

※実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催しますが、参加者の方については、当日のマスク着用もお願いいたします。

《日程・場所》

	第1回	第2回	第3回
日程	10月21日(金)	11月8日(火)	11月16日(水)
場所 (訪問先)	愛媛中央産業技術専門学校 修了生の職場	新居浜産業技術専門学校修了 生の職場	宇和島産業技術専門学校 修了生の職場
定員	10名(要申込)	10名(要申込)	10名(要申込)
技能体験 内容	ミシンによるものづくり体験	<ul style="list-style-type: none">・レーザー切断機を 使ってみよう!・自動車の仕組みを 見てみよう!・ステンレスハンガー を作ってみよう!	マイ箸づくり あったかマントづくり
申込期限	10月13日(木)	10月31日(月)	11月8日(火)

《申込方法》

特設サイト (<https://www.hyogaki-shien.jp>) でのフォーム入力、もしくは電話
(089-913-7000) 又は FAX (089-913-7001) でも受け付けています。

第20回えひめアビリンピック開催結果

《概要》

去る7月9日（土）に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター愛媛において、同機構愛媛支部と愛媛県の共催により、「第20回えひめアビリンピック」が開催され、選手たちが9つの競技種目で日頃培った技能を競い合いました。競技の結果は、次のとおりです。

《競技の結果》

【金賞（愛媛県知事賞）】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	眞鍋 薫
表計算	花山 星太
製品パッキング	立石 青鳥
喫茶サービス	田坂 幸輝
ビルクリーニング	池端 あゆみ
オフィスアシスタント	岡田 浩嗣
フラワーアレンジメント	渡邊 由加里
パソコンデータ入力	森田 博一郎
木工（チャレンジコース）	鈴木 尚嬉

【銀賞】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	宮浦 龍河
表計算	藤田 大助
製品パッキング	海田 まゆ
喫茶サービス	二神 優美恵
ビルクリーニング	坪田 愛来
オフィスアシスタント	三好 香
フラワーアレンジメント	兵頭 麻耶
パソコンデータ入力	中島 和輝
木工（チャレンジコース）	眞鍋 滯史

【銅賞】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	浜田 励直
表計算	上杉 龍生
製品パッキング	芝 泰照
喫茶サービス	安藤 華音
ビルクリーニング	花山 博信
オフィスアシスタント	竹田 結衣
フラワーアレンジメント	—
パソコンデータ入力	田中 翼
木工（チャレンジコース）	—

受賞者の皆さん
おめでとう
ございます！



労働委員会の窓（7月分）

《会議関係》

- 7月8日 第1314回公益委員会議
「平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の第7回審問結果概要について」など2件
- 7月22日 第1208回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など9件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育,学習支援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第3号	教育,学習支援事業	R元.9.30	1,2,3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
7月	26	42
累計(4月～)	81	139

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あつせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あつせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>



厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国 8 か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成 13 年以降 20 年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを 24 時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が 1 級から 3 級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60 歳以上で障害等級 4 級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員 90 人（個室 70 室、多床室 4 人×5 室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約 30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族 1 人 （42%減額）	扶養親族 2 人 （53%減額）	扶養親族 3 人以上 （58%減額）
1,200,000 円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000 円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000 円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000 円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000 円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000 円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
 所 在 地：愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 番 12 号
 問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



2022（令和4）年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
 +
 ⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異（必須）*新設



「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
 ※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
 ※計算の前提とした重要事項を付記
 （対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を**1時間当たりの額に換算する**

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況について

～「民事上の個別労働紛争の相談件数が増加、
「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が引き続き最多～

愛媛労働局では、このたび、令和3年度の個別労働紛争解決制度の運用状況を取りまとめました。
今回の運用状況を受けて、当局では、引き続き個別労働紛争解決制度の運用を的確に行うとともに、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。
労使間でのトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへお気軽にご相談ください。

1. 総合労働相談件数は前年度よりも減少するも、民事上の個別労働紛争相談件数は過去最多（図1参照）
・総合労働相談件数13,331件（前年度比10.9%減）、民事上の個別労働紛争相談件数3,586件（同3.1%増）
2. 民事上の個別労働紛争相談件数のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が前年度に引き続き最多（図1、図2参照）
・「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が1,095件（前年度比11.2%増）、初めて1,000件を超えた。
3. 紛争解決援助制度の「労働局長の助言・指導」の申出件数は前年度より減少するも、「あっせん」の申請件数は前年度比約1.5倍増加（図3参照）。両制度とも「いじめ・嫌がらせ」の件数が最も多い。（
・「労働局長の助言・指導」とは紛争当事者間での紛争解決に向けて労働局が必要な助言・指導を行う制度
・「あっせん」とは労働問題の専門家であるあっせん委員のあっせんにより紛争当事者の和解を目指す制度
・「いじめ・嫌がらせ」に関する助言・指導申出件数19件（全体に占める割合：16.0%）、「いじめ・嫌がらせ」に関するあっせん申請件数22件（同：47.8%）

図1 労働相談件数の推移（※1）

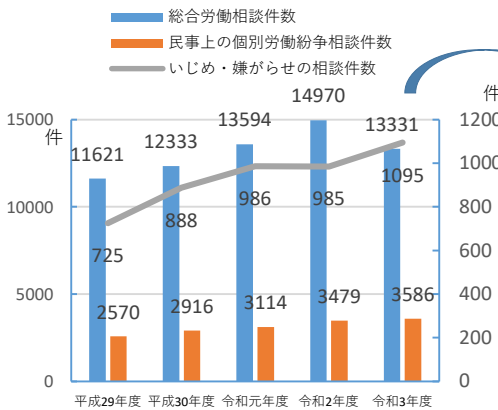


図2 令和3年度個別労働紛争の相談の内容別割合（※2）

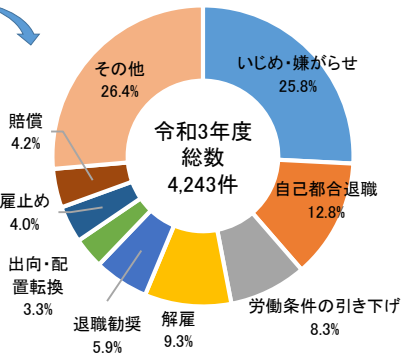
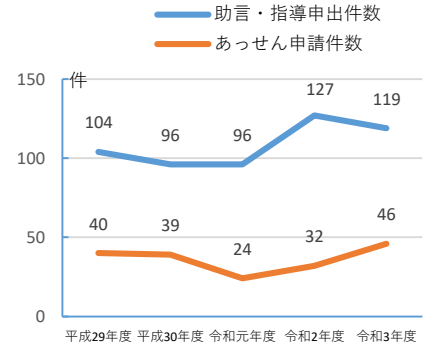


図3 紛争解決援助制度の運用状況



- ※1 民事上の個別労働紛争相談件数には 労働施策総合推進法上のパワハラに関する相談は含みません。
 ※2 1件の個別労働紛争相談につき、複数の内容の相談がなされることがあるため、相談件数と内容別合計数は合致しません。

◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655

公正な採用選考についてのお願い

愛媛労働局 職業安定部

★ 令和5年3月新規学校卒業予定者の採用選考が次のとおり開始されます。

	中 学 校	高 等 学 校	大学・短大・高専等
推 薦 開 始	1月 1 日以降	9月 5 日以降(文書到達主義)	
採用選考開始	1月 1 日以降	9月16日以降	6月1日以降
採用内定開始	1月 1 日以降	9月16日以降	10月1日以降

★ 次の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあります。
応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行ってください。

1 就職差別につながるおそれのある項目及び理由

戸籍謄(抄)本の提出	本籍・出生地を把握することとなり、就職差別につながるおそれがあります。
社用紙の使用 身元(家庭)調査 家族の職業、続柄、健康 家族の地位、学歴、収入 家族の資産 住居状況(部屋数、間取り)	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは採用選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害するおそれがあります。
宗教 支持政党 生活信条	これらは憲法で保障された「信教」、「思想及び良心」、「信条」の自由等を侵害するおそれがあります。
尊敬する人物	尊敬する人物を通して、生活信条や思想を調査することになります。
思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがあります。
本籍、生まれ育った場所、 自宅までの道順	出生地や育った所は、本人の責任に帰さないことです。通勤経路としての自宅までの道順は、入社後必要に応じて把握すれば足りることです。
生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、 父・母を語るなど)	作文を通じて上記の項目を把握することになり、それに基づいて人物を評価しようとする考え方に結びつくおそれがあります。

2 採用選考時の健康診断の検査項目

検査項目は職務を遂行するための適性と能力を判断するために行うものであり、基本的には本人の入社後に実施していただくものです。

従って、採用選考時における必要限度を超えた検査、特に血液検査及び尿検査等は本人の適性と能力を判断するうえで関係のない事項ですので、御留意願います。